

# 資料1

## 「多国文字による国別トップレベルドメイン(IDN-ccTLD)」について

---

平成20年12月19日

# 1. 新国別トップレベルドメインの名称について

## ● 「多国文字による国別トップレベルドメインの実装計画」ドラフト案(2008年10月)

(1) IDN-ccTLDの文字列は、「国か領土の名前」又は「その一部若しくはその縮小型」に限られる。

申請する文字列が、  
① 国連の「地理学的名称の標準化のための技術参照マニュアル」の国名リストに掲載されていること  
② 国際的に認識されている語学の専門家や組織が(1)の要求条件を満たしている旨の説明をすること  
のいずれかを満たすことが必要

(2) IDN-ccTLDの申請する数には制限はないが、1つの公用語または1つのスクリプト(文字集合)あたり、1つの文字列に限られる。

(参考) 国連の「地理学的名称の標準化のための技術参照マニュアル」の国名リスト

ISO	COUNTRY- English (UN)	ISO code; Language	Short name	Formal name
JP	JAPAN	ja: Japanese	日本 <i>Nihon or Nippon</i>	日本国 <i>Nihon-koku or Nippon-koku</i>



候補となる文字列は、原則次のとおり(10種類)

「.日本」、「.日本国」、

「.にほん」、「.にっぽん」、「.にほんこく」、「.にっぽんこく」、

「.ニホン」、「.ニッポン」、「.ニホンコク」、「.ニッポンコク」

→ 日本の場合、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットが混在したスクリプトを利用しているため、基本的にはこの10種類から1つだけを申請することとなる。

(参考) 漢字の学習時期

「日」、「本」: 小学校1年生      「国」: 小学校2年生

## 2. 選定方法について

### (1) 審査項目の取扱い

- ・ 絶対的な要件(要件を満たさない場合には選定対象外)とするものはあるか

### (2) 比較審査の方法

- ・ 「審査項目」をどうするか(→次ページ)
- ・ 各「条件」ごとの重み付けをどうするか

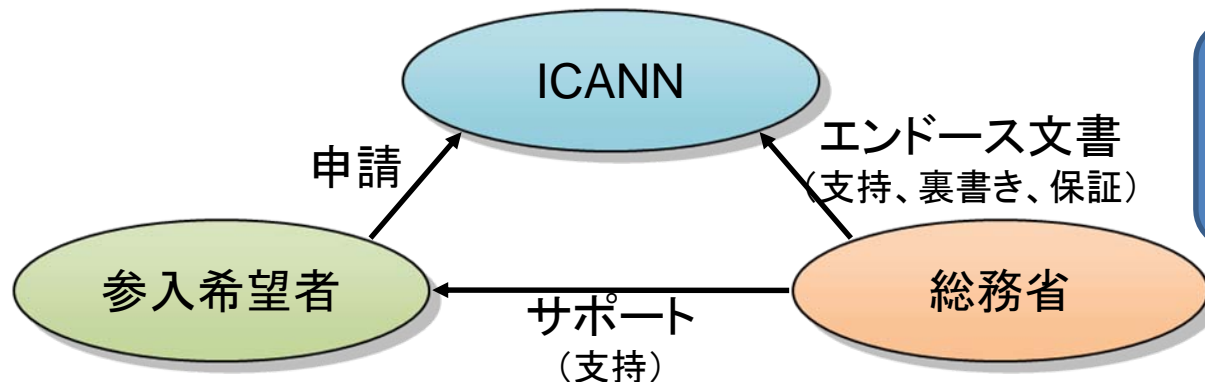
### (3) 選定主体

- ・ 誰がどのような場で選定をするか

### (参考)「多国文字による国別トップレベルドメイン(IDN-ccTLD)の実装計画」ドラフト(2008年10月)のポイント

- ・ ICANNに対する申請はIDN-ccTLDの運営管理事業者への参入を希望する者が行う
  - ・ IDN-ccTLDの文字列は、国か領土の名前又はその一部若しくはその縮小型に限られる
  - ・ 国ごとの申請数には制限はないが、1つの言語、1つのスクリプトあたり、1つの文字列に限られる
  - ・ 申請において、下記の3点が含まれるエンドース文書(Documentation of endorsement: 支持文書)を用意することとされている  
(注)endorse (en) : 支持、裏書き、保証
- ① 申請する文字列がその国名を代表する文字列であることを国又は地域が支持(support)していること
  - ② 申請者がそのドメインの運営管理事業者となることを国又は地域が支持していること
  - ③ IDNの言語テーブル(文字コード表)がコミュニティの支持を得ていること

(注)ICANNの政府諮問委員会(GAC)において、我が国の政府代表は総務省となっている。



2009年3月のICANNメキシコ会合に実装計画が策定され、2009年6月以降にIDN-ccTLDの申請受付が開始される見込み。

# 3. 管理運営事業者に求められる要件(審査項目)について

## (1) 候補者の資質等に関する項目

### ○ 日本法人に限定するか

(参考)関連するGAC原則

- ・ 当該政府の領地または管轄区域における、居住者又は設立法人とすべき(should)
- ・ 安定性のためには特定の個人ではなく組織または企業を指定することが最善(best)

### ○ 既存事業者の申請を認めるか(既存事業者の出資による法人をどのように扱うかも含む)

### ○ 法令違反歴があるかどうか

- ・ 「法令違反」の範囲や対象をどのように定めるか(対象役員、対象法令、対象期間等)

## (2) 業務運営に関する項目

### ○ 技術的能力

- ・ DNSサーバー(ドメイン名サービスを提供するサーバー)の運用を円滑に行うための技術的能力

### ○ 経営基盤

- ・ 安定的な事業運営に必要な資金の確保(借入金等)
- ・ 事業開始後の収支の見通し
- ・ 株式会社にあっては、株主構成の安定性

### ○ 事業計画

- ・ サービス開始時期
- ・ 適切な設備投資計画(登録ドメイン数の増加、バックアップに対応する設備増強計画)

### ○ 事業運営の透明性(国民、利用者への説明責任)

- ・ ドメイン事業収支の公表 等

### ○ コンプライアンス体制

- ・ 法令遵守のための体制の整備

### ○ 利用者からの苦情・問合せ対応の体制

### ○ 国際的な役割の遂行(グローバルなDNSの運営における連携確保、ICANNの議論への貢献等)

### ○ 国内のインターネットコミュニティへの貢献

# 4. ドメイン登録の基本ルールについて

- 「.日本」と「.jp」の関係(候補文字列は今後定めるが、説明の便宜上「.日本」を例として用いる。以下同じ。)
  - ・ 「一致」：「総務省.日本」は「総務省.jp」の登録者と同一の者のみが取得可能
  - ・ 「分離」：「総務省.日本」は「総務省.jp」の登録者と別の者でも取得可能

○ 「分離」にする場合には、次の(1)～(3)についても検討が必要

## (1) 予約ドメインの設定

- 「.jp」では、フィッシング防止などの公益性の観点から、都道府県名や行政機関名などの悪用される危険性が高いドメイン名等を一般に登録出来ない仕組み(予約ドメイン名)
  - 「.日本」にも予約ドメイン名を義務付けるべきかどうか
  - 義務付けるのであれば、予約ドメイン名リストは「.jp」と共通化すべきかどうか

## (2) 「.jp」ドメイン登録者の優先登録

- 例えば「総務省.jp」の登録者に「総務省.日本」の優先登録権を認めるかどうか
  - 管理運営事業者が異なる者となった場合には、登録者の確認方法をどうするか(「WHOIS」※で十分か)

※ 「WHOIS」:インターネットでドメイン名の所有者を検索する仕組み

## (3) 初期登録期間(サンライズ期間、ランドラッシュ期間)の設定

- 商標等の権利者を優先する一定期間を設けるかどうか(サンライズ期間)
- 先着順とはせずに抽選等により登録者を決定する一定期間を設けるかどうか(ランドラッシュ期間)

○ 登録者を「.jp」と同様に日本の個人、法人等に限定すべきかどうか

○ その他

- ・ この他に決めておくべきルールがあるか(必要に応じ、管理運営事業者が適切に定めることで良いか)

- 「.日本」の管理運営事業者についても、「.jp」の管理運営事業者と同様に、次の(1)～(3)に関する事項について、管理運営業務の安定性や公共性を担保するための枠組みを構築することで良いか

## (1) データエスクロー契約

- 登録者の保護の観点から、管理運営事業者の破産等に備え、円滑に別の管理運営事業者に業務を移管出来るようにドメイン登録者等のデータを第3者が保管する契約(データエスクロー契約)を締結することが必要(ICANNと契約する上で義務化されている)

(参考)「.jp」では、データエスクロー事業者の選定、運用に関し、JPNIC及び総務省が関与

## (2) 紛争処理ルールの整備

- ドメイン紛争の予防・対処のために、紛争処理ルールを策定しておくことが有効

(参考)「.jp」では、JPNICが定めているJPドメインに関する紛争処理ルールである「JP-DRP」に基づき運用

## (3) 管理運営業務の適正性を確保する仕組み

- 「.jp」では、公共性を担保する枠組みとして、JPNICと総務省による監査や管理運営事業に問題があった場合の業務移管に関するルールがある

→ 「.jp」と「.日本」を異なる事業者が管理することを想定し、「.jp」のみを想定した現在の仕組みよりも実効性や透明性の高い仕組みとすることが必要ではないか